

所管課：福祉部障がい福祉課

期 間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和3年度 障害児学童保育室管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図ること。
施設内容	放課後等デイサービス
指定管理料の支出額	協定締結額 2,059,000円 支出済額 2,059,000円

2 指定管理者

名 称	特定非営利活動法人すきっぷ
所 在	北本市
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
業務範囲	(1) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業に関する業務 (2) 保育室の管理運営に関する業務 (3) 保育室の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) その他保育室の設置の目的を達成するために必要な業務であって、協議の上、定めた業務

3 管理運営の実績

施設の利用状況等	・ 開設日数 237日 ・ 利用実人数は20人(令和4年3月末現在)
料金の収受の状況	条例・規則、協議に基づき収受が行われた。 ・ 955,383円
自主事業の状況	新型コロナウイルス感染症拡大のため、バス遠足事業は中止とした。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 25,568,486円 放課後等デイサービス給付金 18,014,798円 処遇改善加算 1,875,268円 相談支援事業給付金 1,870,132円 利用料金 955,383円 指定管理料 2,059,000円 コロナ助成金 300,000円 NPO会計より 493,905円 (2) 支出 25,568,486円 人件費 24,285,358円 施設管理費 547,119円 事業費 736,009円 (3) 収支 0円

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	令和3年11月に実施。おおむね満足との意見
利用者の意見、苦情等とその対応	意見等については、事業所の対応を付し、保護者に通知した。

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	・給与台帳等により、給与水準に問題がないか確認すること。
----	------------------------------

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	・制度改正で金額の影響が大きいものに対して対応すること。
対応状況	令和3年度の報酬改定の影響による収入の減額については、協議を行い、利用者を増やすなど企業努力を十分に行った上で、それでもなお不足する部分を指定管理者と市で負担することを決定し、令和4年度から指定管理料を増額した。

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○ C：履行に重大な問題がある
所見	・放課後等デイサービス給付金の改定に伴い、経営が苦しいことから、今後の安定的な運営に向けて、方策を検討すること。

(評価実施日 令和4年7月22日)